

## 〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	固定資産税	不動産取得税
山形県過疎地域振興県税課税免除条例	S55.7	償却資産の取得額 500万円超	過疎地域	3年間課税免除	—	取得時課税免除

## 〈補助金・助成金・奨励金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	限度額
山形県企業立地促進補助金	H16.10 R5.4 (一部改正)	県の誘致により、県外から新たに進出する企業で、製造業等を営む企業(植物工場を運営する企業を含む)	県内に用地を取得し、工場を設置する場合 (1)土地を除く固定資産取得額(消費税を除く。以下同じ。)が100億円以上 (2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が300名以上 (3)用地取得から3年以内の着手、5年以内の操業	山形県内	土地を除く固定資産の取得額(消費税を除く)	10%	50億円
		県の誘致により、県外から新たに進出する企業で、製造業等を営む企業(植物工場を運営する企業を含む)	県内に用地を取得し、工場を設置する場合 (1)土地を除く固定資産取得額3億円以上(空工場の取得の場合は、5000万円以上) (2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が ①10名以上 ②20名以上 (3)用地取得から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業	山形県内	土地を除く固定資産の取得額(消費税を除く)	補助率: ・対象経費が15億円以下の部分は20% ・対象経費が15億円を超える部分は5%	①3億円 ②10億円
		県の誘致により、県外から新たに本社機能を移転する企業	県内に建物を建設し、本社機能を設置する場合 (1)本社機能交付対象固定資産の取得額5,000万円(空きオフィス等の取得	山形県内	土地を除く固定資産の取得額(消費税を除く)	補助率: ・対象経費が15億円以下の部分は20%	①3億円 ②10億円

			<p>の場合は2,500万円)以上  (2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が  ①10名以上 ②20名以上  (3)本社等建物の建設着手から2年以内の操業</p>			<p>・対象経費が15億円を超える部分は5%</p>	
	製造業等を営む企業(植物工場を運営する企業を含む)	鳥海南工業団地に用地を取得し、工場を設置する場合 (1)土地を除く固定資産取得額1億円以上(空工場の取得の場合は、5,000万円以上) (2)用地取得から3年以内の着手、5年以内の操業	鳥海南工業団地(遊佐町)	土地を除く固定資産の取得額(消費税を除く)	10%		3億円
	県の誘致により、県外から新たに進出する企業で、製造業等を営む企業(植物工場を運営する企業を含む)	県内に工場等を設置する場合 (1)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10人以上	山形県内	建物・設備の賃貸・リース額	20% ※操業後5年間を対象とする。但し、リースの場合は、5年を限度にリース期間の1/2の期間を対象とする。		
	県の誘致により、県外から新たに進出する製造業を営む企業で、研究開発施設を設置する企業	県内に用地を取得し、研究開発施設を設置する場合 (1)土地を除く固定資産取得額3,000万円以上(空工場の取得の場合は、1,500万円以上) (2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が5名以上 (3)用地取得から1年以内の着手、2年以内の操業	山形県内	土地を除く固定資産の取得額(消費税を除く)	25%		10億円
	県の誘致により、県外から新たに進出する企業で、製造業を営む企業又は物流関連事業を営む企業	県内に用地を取得し、物流関連施設を設置する場合 (1)土地を除く固定資産取得額3億円以上(空工場の取得の場合は、5,000万円以上) (2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が ①5名以上 ②20名以上	山形県内	土地を除く固定資産の取得額(消費税を除く)	補助率: ・対象経費が15億円以下の部分は15% ・対象経費が15億円を超える部分は5%		①3億円 ②10億円

			(3)用地取得から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業				
	県の誘致により、県外から新たに進出する企業で、製造業を営む企業又は物流関連事業を営む企業	県内に物流関連施設を設置する場合 (1)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が5名以上		山形県内	建物・設備の賃貸・リース額	20% ※操業後5年間を対象とする。但し、リースの場合は、5カ年を限度にリース期間の1/2の期間を対象とする。	
	既に県内に工場を有する製造業等を営む企業(植物工場を運営する企業を含む)	事業の高度化等に資するために新たに工場を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合 (1)土地を除く固定資産取得額30億円以上 (2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が30名以上 (3)知事の指定を受けた日から1年以内の着手、3年以内の操業 (4)市町村における産業施策等に沿ったものであること		山形県内	土地を除く固定資産の取得額(消費税を除く)	補助率: ・対象経費が20億円以下の部分は10% ・対象経費が20億円を超える部分は5%	4億円
	既に県内に工場を有する製造業等を営む企業(植物工場を運営する企業を含む)	事業の高度化等に資するために新たに工場を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合 (1)土地を除く固定資産取得額5億円以上 (2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が ①10名以上 (増設交付対象固定資産の取得額が15億円以上かつ山形県産業振興ビジョンに定める目標指標のうち、「労働生産性(製造業従事者一人あたり付加価値額)」が目標値以上の場合は5名以上) ②20名以上 (3)知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を		山形県内	土地を除く固定資産の取得額(消費税を除く)	5%	①5,000万円 ②1.5億円

			<p>超える場合は3年)以内の操業 (4)市町村における産業施策等に沿ったものであること</p>				
	<p>本県に立地後5年以内の企業で、製造業等を営む企業(植物工場を運営する企業を含む)</p>	<p>事業の高度化等に資するために新たに工場を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合 (1)土地を除く固定資産取得額3億円以上 (2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が ①10名以上 (増設交付対象固定資産の取得額が15億円以上かつ山形県産業振興ビジョンに定める目標指標のうち、「労働生産性(製造業従事者一人あたり付加価値額)」が目標値以上の場合は5名以上) ②20名以上 (3)知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業 (4)市町村における産業施策等に沿ったものであること</p>	山形県内	<p>土地を除く固定資産の取得額(消費税を除く)</p>	<p>補助率: ・対象経費が15億円以下の部分は20% ・対象経費が15億円を超える部分は5%</p>	<p>①3億円 ②10億円</p>	
	<p>既に県内に工場を有する製造業等を営む立地企業(植物工場を運営する企業を含む)</p>	<p>県内に工場等を設置する場合 (1)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名以上 (2)市町村における産業施策等に沿ったものであること</p>	山形県内	<p>建物・設備の賃貸・リース額</p>	<p>5% ※操業後5年間を対象とする。但し、リースの場合は、5カ年を限度にリース期間の1/2の期間を対象とする。</p>		
	<p>既に県内に工場を有する製造業を営む立地企業で研究開発施設を設置する企業</p>	<p>事業の付加価値を高めるために研究開発施設を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合 (1)土地を除く固定資産取得額1,500万円以上 (2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が3名以上 (3)知事の指定を受けた日から1年以内</p>	山形県内	<p>土地を除く固定資産の取得額(消費税を除く)</p>	<p>5%</p>	<p>1億円</p>	

			の着手、2年以内の操業 (4)市町村における産業施策等に沿ったものであること				
		既に県内に工場を有する製造業を営む立地企業(物流業を営む企業を除く)	事業の高度化等に資するために新たに物流関連施設を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合 (1)土地を除く固定資産取得額5億円以上 (2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名以上 (3)知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年以内の操業 (4)市町村における産業施策等に沿ったものであること	山形県内	土地を除く固定資産の取得額(消費税を除く)	5%	1億円
		既に県内に工場を有する製造業を営む立地企業(物流業を営む企業を除く)	県内に物流関連施設を設置する場合 (1)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名以上 (2)市町村における産業施策等に沿ったものであること	山形県内	建物・設備の賃貸・リース額	5% ※操業後5年間を対象とする。但し、リースの場合は、5カ年を限度にリース期間の1/2の期間を対象とする。	
山形県ソフト産業立地促進補助金	H16.9 R5.4 (一部改正)	県の誘致により、県外から県内(全地域)に立地してIT業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附属サービス業)及びデザイン業を行う企業	新規地元常用雇用者が5名以上  ※IT業向け特例に該当する場合は1名以上	山形県内	①雇用奨励金 ②開設後5年間の事業所賃借料(消費税を除く) ③初期費用(IT業のみ)	①新規地元常用雇用者(1年以上継続雇用されている者に限る)1人あたり30万円(IT業は60万円) ※1名につき1回限り。デザイン業は原則3年以内(開設後3年以内に、処理能力増強のため地元常用雇用者を5名以上増加させる場合は、増加した地元常用雇用者の数×30万円)	3億円(左記①～③に係る補助金の合計額通算)

						<p>但し、新規地元常用雇用者が300名以上の場合は、6年以内)</p> <p>IT業は原則5年間(操業後3年以内に5名以上雇用した場合)</p> <p>②1/2</p> <p>③1/2</p>	
	<p>県の誘致により、県外から県内(全地域)に立地してIT業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附属サービス業)、デザイン業及びコールセンター業(バックオフィス業務を含む)を行う企業</p>	<p>(1)土地を除く固定資産取得額1億円以上</p> <p>(2)新規地元常用雇用者が5名以上(コールセンター業は10名以上)</p> <p>※IT業向け特例に該当する場合は1名以上</p> <p>(3)用地取得から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業</p>	山形県内	<p>①雇用奨励金</p> <p>②土地を除く固定資産の取得額(消費税を除く)</p>	<p>①新規地元常用雇用者(1年以上継続雇用されている者に限る)1人あたり30万円(IT業は60万円)</p> <p>※1名につき1回限り。</p> <p>デザイン業及びコールセンター業は原則3年間(開設後3年以内に、処理能力増強のため地元常用雇用者を5名以上(コールセンター業は10名以上)増加させる場合は、増加した地元常用雇用者の数×30万円</p> <p>但し、新規地元常用雇用者が300人以上の場合は、6年以内)</p> <p>IT業は原則5年間(操業後3年以内に5名以上雇用した場合)</p>	10億円(左記①～②に係る補助金の合計額通算)	

						②対象経費が 15 億円以下の部分は 20% 対象経費が 15 億円を超える部分は 5%	
		既に県内に事業所を有するIT業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附属サービス業)及びデザイン業を行う企業	新規地元常用雇用者が5名以上	山形県内	①雇用奨励金 ②開設後1年間の事業所賃借料(消費税を除く)	①新規地元常用雇用者(1年以上継続雇用されている者に限る)1人あたり30万円 ※1名につき1回限り。対象期間は原則3年以内(開設後3年以内に、処理能力増強のため地元常用雇用者を5名以上増加させる場合は、増加した地元常用雇用者の数×30万円 但し、新規地元常用雇用者が300人以上の場合は、6年以内) ②の1/2	1億円(左記①～②に係る補助金の合計額通算)
		既に県内に事業所を有するIT業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附属サービス業)、デザイン業及びコールセンター業(バックオフィス業務を含む)を行う企業	(1)土地を除く固定資産取得額5億円以上 (2)新規地元常用雇用者が5名以上(コールセンター業は10名以上) (3)知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年以内の操業	山形県内	①雇用奨励金 ②土地を除く固定資産の取得額(消費税を除く)	①新規地元常用雇用者(1年以上継続雇用されている者に限る)1人あたり30万円 ※1名につき1回限り。対象期間は原則3年以内(開設後3年以内に、処理能力増強のため地元常用雇用者を5名以上(コールセンタ	1億円(左記①～②に係る補助金の合計額通算)

						一業は10名以上)増加させる場合は、増加した地元常用雇用の数×30万円 但し、新規地元常用雇用の数が300人以上の場合は、6年以内) ②5%	
	既に県内に事業所を有するIT業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附属サービス業)及びデザイン業を行う企業で、操業後5年以内の企業	新規地元常用雇用の数が5名以上  ※IT業向け特例に該当する場合は1名以上	山形県内	①雇用奨励金 ②開設後5年間の事業所賃借料(消費税を除く) ③初期費用(IT業のみ)	①新規地元常用雇用の者(1年以上継続雇用されている者に限る)1人あたり30万円(IT業は60万円) ※1名につき1回限り。デザイン業は原則3年以内(開設後3年以内に、処理能力増強のため地元常用雇用の数を5名以上増加させる場合は、増加した地元常用雇用の数×30万円 但し、新規地元常用雇用の数が300人以上の場合は、6年以内) IT業は原則5年間(操業後3年以内に5名以上雇用した場合) ②1/2 ③1/2	3億円(左記①～③に係る補助金の合計額通算)	
	既に県内に事業所を有するIT業(ソフトウェア業)	(1)土地を除く固定資産取得額1億円以上	山形県内	①雇用奨励金 ②土地を除く固定	①新規地元常用雇用の者(1年以上継続	10億円(左記①～②に係る補助金の	

		業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業)、デザイン業及びコールセンター業(バックオフィス業務を含む)を行う企業で、操業後5年以内の企業	(2) 新規地元常用雇用者が5名以上(コールセンター業は10名以上) ※IT業向け特例に該当する場合は1名以上 (3)知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年以内の操業		資産の取得額(消費税を除く)	雇用されている者に限る)1人あたり30万円(IT業は60万円) ※1名につき1回限り。 デザイン業及びコールセンター業は原則3年間(開設後3年以内に、処理能力増強のため地元常用雇用者を5名以上(コールセンター業は10名以上)増加させる場合は、増加した地元常用雇用者の数×30万円 但し、新規地元常用雇用者が300人以上の場合は、6年以内) IT業は原則5年間(操業後3年以内に5名以上雇用した場合) ②対象経費が15億円以下の部分は20% 対象経費が15億円を超える部分は5%	合計額通算)
山形県立地環境調査支援事業費補助金	R6.4	山形県内に事業所等の設置または本社機能の移転を検討している企業	①立地を検討している業種が、ソフトウェア業、デザイン業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業のいずれかに該当すること (現在の業種が異なる場合でも、上記業種の新規立地を検討している場合は	山形県内	①往復交通費 (往復航空費又は往復鉄道賃の実費) ②宿泊費 (山形県内の宿泊	対象経費の1/2に該当する金額(千円未満切捨)	1事業者あたり1回、最大3名分(上限10万円)

			対象とする) ②滞在期間中に1回以上、山形県職員等の動向を伴う視察及び同職員との事業内容に関する情報交換を行うこと		施設における宿泊費及び宿泊に伴う諸雑費) ③会議室等利用料 (備品使用料等のオプション利用料を除く施設利用料及び会議室利用料)		
--	--	--	--	--	---	--	--

〈融資〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	融資条件		
					融資対象事業等	融資条件	限度額
山形県商工業振興資金(産業立地促進資金)	H11.4 H31.4 (一部改正)	本県産業の高度化に資することが期待できるものとして県及び地元市町村の認定を受けた方	次のいずれかに該当するもの (1)県内工業団地等に立地しようとする方 (2)県内に大規模な立地を行おうとする方、又は県外企業(製造業又は山形県企業立地促進補助金を受けて物流関連施設を立地しようとする方若しくは本社機能を移転する方に限る)で県内に新たに立地しようとする方 (3)県内の工業団地等に立地している方若しくは(2)を利用して大規模に立地した方であって、増設・増築を行う方	左記(1)の工業団地等とは、工場適地、農工団地、工業専用地域、国・地方公共団体(これらの出資又は出捐金 50%を超える関係機関を含む)によって計画又は造成された工業団地及び業務団地のこと	設備資金 運転資金	利率: 年 0.7% (変動) 貸付期間: ・設備資金20年以内 (据置3年以内) ・運転資金15年以内 (うち据置3年以内)	20億円